

令和5年 第1回定例会 文教警察委員会 説明資料

1	博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について	P 1
2	教職員の懲戒処分について	P 5
3	和解について	P 6
4	県立高等学校2校（IT未来、つくばサイエンス）の開校について	P 7
5	県立高等学校の魅力づくりについて	P 8
6	県立特別支援学校の教室不足への対応について	P 12
7	令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について	P 13
8	部活動改革について	P 14
9	犯罪被害者等支援関連事業について	P 15
10	令和5年度主要施策の概要について	P 18

令和5年3月14日

教 育 庁

1 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

総務企画部文化課

<p>条例の名称</p>	<p>博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【一部改正】</p>
<p>1 制定（改正）の理由・根拠</p>	<p>博物館法の一部改正（令和4年4月15日公布、令和5年4月1日施行）により、都道府県教育委員会等が「博物館に相当する施設」として指定した施設が「指定施設」と定義されたこと及び条項の新設・移動に合わせ、関係条例を一括して整理するもの。</p>
<p>2 制定（改正）の目的</p>	<p>博物館法を引用する関連条例（4件）の条項について、一括して所要の改正を行う。</p>
<p>3 背景・必要性</p>	<p>博物館法の一部改正による用語の定義づけ、条項の新設・移動について、関係条例との整合性を図る必要がある。</p>
<p>4 内容</p>	<p>1 博物館相当施設に係る規定の整理 「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。 【関係条例】 ・茨城県旅館業法施行条例第2条第1項第2号 ・茨城県青少年の健全育成等に関する条例第24条第5号 ・茨城県暴力団排除条例第13条第1項第5号</p> <p>2 博物館協議会に係る引用条項の移動 「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。 【関係条例】 ・茨城県博物館協議会条例第1条</p>
<p>5 効果・影響</p>	<p>関係条例の文言の整理を行うことにより、博物館法と関係条例の整合性が図られる。</p>
<p>6 施行日</p>	<p>令和5年4月1日</p>
<p>7 参考事項</p>	<p>① 博物館法の一部を改正する法律の概要 ② 改正法新旧対照表（抜粋） ③ 関係条例新旧対照表</p>

趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとするとともに【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものと定める【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等

改正後	改正前
<p>るのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>第三章 公立博物館</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>第十六條 (略)</p> <p>第十七條 削除</p> <p>第三章 公立博物館</p> <p>(設置)</p> <p>第十八條 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。</p> <p>(所管)</p> <p>第十九條 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三條第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長、第二十一條において同じ。)の所管に属する。</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第二十條 (略)</p>

13

<p>三 地方公共団体又は地方独立行政法人が補助金の交付の条件に違反したとき。</p> <p>四 地方公共団体又は地方独立行政法人が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。</p> <p>第四章 私立博物館</p> <p>第十九條 (略)</p> <p>第三十條 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第五條 博物館に相当する施設</p> <p>第三十一條 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う</p>	<p>三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。</p> <p>四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。</p> <p>第四章 私立博物館</p> <p>第二十七條 (略)</p> <p>第二十八條 (略)</p> <p>第五條 雜則</p> <p>(博物館に相当する施設)</p> <p>第二十九條 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものである。第二十七條第二項の規定を準用する。</p> <p>(新設)</p>
---	--

16

<p>施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。</p> <p>一 文部科学大臣、国又は独立行政法人が設置するもの</p> <p>二 都道府県の教育委員会、国及び独立行政法人以外の者が設置するものうち、当該都道府県の区域内に所在するもの(指定都市の区域内に所在するもの(都道府県が設置するものを除く。)を除く。)</p> <p>三 指定都市の教育委員会、国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するものうち、当該指定都市の区域内に所在するもの</p> <p>2] 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設(以下この条において「指定施設」という。)が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>3] 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>4] 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。</p>	<p>1] この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。</p> <p>(経過規定)</p> <p>2] 第六條に規定する者には、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)、旧高等学校令又は旧青年学校令(昭和十四年勅令第二五四号)の規定による中等学校、高等学校等専科又は青年学校本科を卒業し、又は修了した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。</p>
---	--

17

<p>5] 指定施設は、その事業を行うに当たつては、第二條第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p> <p>6] 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研究の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1] この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。</p>	<p>2] 第六條に規定する者には、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)、旧高等学校令又は旧青年学校令(昭和十四年勅令第二五四号)の規定による中等学校、高等学校等専科又は青年学校本科を卒業し、又は修了した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。</p>
---	---

18

茨城県旅館業法施行条例（昭和36年茨城県条例第4号）新旧対照表【第1条関係】

改正案	現行
<p>(指定施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条に規定する図書館</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び<u>第31条第2項</u>に規定する<u>指定施設</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公民館、青少年の教育又は福祉に関する施設及びスポーツ施設のうち、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で、知事が指定したもの</p> <p>2 [略]</p>	<p>(指定施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条に規定する図書館</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び<u>第29条</u>に規定する<u>博物館に相当する施設</u></p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公民館、青少年の教育又は福祉に関する施設及びスポーツ施設のうち、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で、知事が指定したもの</p> <p>2 [略]</p>

※ 旅館業法の指定施設 … 施設周囲の清純な環境を著しく害するときに旅館業の許可を与えないことができる施設として条例で定める施設

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）新旧対照表【第1条関係】

改正案	現行
<p>(自動販売機等の設置場所に関する制限)</p> <p>第24条 自動販売等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、有害図書等又は有害器具等が収納されるおそれのある自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館</p> <p>(4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び<u>同法第31条第2項</u>に規定する<u>指定施設</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの</p>	<p>(自動販売機等の設置場所に関する制限)</p> <p>第24条 自動販売等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、有害図書等又は有害器具等が収納されるおそれのある自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館</p> <p>(4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び<u>同法第29条</u>に規定する<u>博物館に相当する施設</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの</p>

茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）新旧対照表【第1条関係】

改正案	現行
<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1) 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)(又は同法第134条第1項に規定する各種学校(小学校、中学校又は高等学校の課程に準ずる課程を置くものに限る。))</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館</p> <p>(4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は<u>同法第31条第2項</u>に規定する<u>指定施設</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で公安委員会規則で定めるもの</p>	<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>(1) 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)(又は同法第134条第1項に規定する各種学校(小学校、中学校又は高等学校の課程に準ずる課程を置くものに限る。))</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館</p> <p>(4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は<u>同法第29条</u>に規定する<u>博物館に相当する施設</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で公安委員会規則で定めるもの</p>

茨城県博物館協議会条例（平成6年茨城県条例第17号）新旧対照表【第2条関係】

改正案	現行
<p>(協議会の設置)</p> <p>第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)<u>第23条第1項</u>の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる博物館に、同表右欄に掲げる博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>[略]</p>	<p>(協議会の設置)</p> <p>第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)<u>第20条第1項</u>の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる博物館に、同表右欄に掲げる博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>[略]</p>

2 教職員の懲戒処分について

学校教育部義務教育課

1 酒気帯び運転

項目	内容
対象職員	坂東市立岩井中学校 事務職員 中山 佑太 (32歳 男)
事件概要	<p>令和4年12月16日(金)午後7時頃から午後9時頃まで、坂東市上出島の飲食店で開催された勤務校教職員との懇親会において、生ビール中ジョッキ3杯、ハイボール2杯程度を飲酒した。</p> <p>同日午後9時45分頃、当該店舗の駐車場に停めておいた自家用車を運転し、帰宅する途中、坂東市岩井字西ノ台地内で、警察車両に停止を求められ、呼気検査の結果、呼気1リットル中0.15ミリグラム以上のアルコールが確認され、午後10時頃、酒気帯び運転で検挙された。</p>
処分内容	停職12月
処分年月日	令和5年1月26日
その他	校長に対しては、管理監督者としての指導監督に適正を欠いたと認められることから、減給(10分の1)1月とした。

3 和解について

学校教育部義務教育課

議案の名称	和解について（令和5年1月24日専決処分）
1 現況・課題	平成27年9月2日、元大洗町立第一中学校教諭が、除草作業が原因で熱中症を発症し、その後死亡した。令和2年2月、本事故は公務災害と認定された。令和2年12月、元教諭の家族が、県と大洗町に対して安全配慮義務違反があるとして国家賠償請求の訴えを提起した。
2 必要性・ねらい	裁判所から教職員の死亡事故に係る和解条項が示され、県では地方自治法（昭和22年法律第67条）第180条第1項の規定により知事専決処分を行った。
3 内容	<p>(1) 県は、相手方の被相続人（以下「被災者」という。）が、東茨城郡大洗町立第一中学校在職中に死亡するまで、教員として多大な貢献を果たしたことに深く感謝し、被災者の功労に敬意を表するとともに、被災者の死亡に対し心より哀悼の意を表する。</p> <p>(2) 県は、県立学校及び各市町村立学校に対し、児童生徒のみならず、教職員の熱中症予防等に関する安全管理の周知等を徹底するなど、再発防止に努めることを約束する。</p> <p>(3) 相手方は、その余の請求をいずれも放棄する。</p> <p>(4) 相手方と県は、本件に関し、相手方と県との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。</p>
4 参考事項 (過去の実績、他県の状況、関連データ等)	大洗町は、訴えを提起した相手方に対して、解決金として300万円を支払った。

4 県立高等学校2校（IT未来、つくばサイエンス）の開校について

学校教育部高校教育課

1 概要

令和2年8月に策定した、県立高等学校改革プランの実施プランI期（第2部）に基づき、AI・IoTなど科学技術の進展やIT人材の不足などといった、社会の変化や地域のニーズに適切に対応するため、県立高等学校2校（友部、つくば工科）を改編し、新たな学校として県立IT未来高等学校と県立つくばサイエンス高等学校を令和5年4月1日に開校する。

2 学校の特色等

学校名等	県立IT未来高等学校 (笠間市大田町352-15)	県立つくばサイエンス高等学校 (つくば市谷田部1818)
設置学科等	IT科2学級、単位制 定時制昼間2部制(午前部・午後部) コース：情報システム・情報デザイン	科学技術科6学級、単位制 領域：ロボット・情報・建築・化学生物
設置のねらい	<ul style="list-style-type: none"> 次世代を担うIT人財等を育成 定時制のしくみを活かし多様化する学びに対応 	<ul style="list-style-type: none"> 研究者や高度技術者、起業家などを目指す生徒の学びの場 TX沿線の大学進学ニーズに対応
特色ある教育活動	<ul style="list-style-type: none"> 探究的プロジェクト学習 大学や民間企業等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ゼミ形式の課題研究 大学や研究機関等との連携 科学教育の中高連携

3 一般入学等の志願状況

		募集定員 a	志願者数 b	倍率 b/a
IT未来	午前部	40	46	1.15
	午後部	40	22	0.55
つくばサイエンス		240	72	0.30

※志願先変更後の人数（2月17日時点）

5 県立高等学校の魅力づくり

【高校教育課】

(1) 募集定員、入学者数、欠員数等 (R4選抜：全日制 86校 1分校)

○中学校卒業者数の変動 ⇒ 原則、募集学級数の調整による対応

[単位：人]

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R4 - H30
中学校卒業者数	27,454	26,976	26,325	25,061	25,823	▲1,631
前年比	▲613	▲478	▲651	▲1,264	+812	-
募集定員	19,350	19,070	18,790	18,190	17,750	▲1,600
入学者数	18,313	17,919	17,131	16,273	16,359	▲1,954
欠員数	1,037	1,151	1,659	1,917	1,391	+354
欠員のある学校数 (分校含む)	37校	46校	56校	59校	54校	+17校

(2) 今後の中学校卒業者数 (推計)

[単位：人]

	R5年	R6年	R7年	R8年	R12年 <2030年>	R12 - R5
中学校卒業者数	25,495	25,159	25,103	24,405	23,061	▲2,434
前年比	▲328	▲336	▲56	▲698	-	-

(参考) R4年
3学級以下校[17校]

磯原郷英、大子清流、小瀬(2)、常陸大宮、水戸桜ノ牧常北校(1)、海洋、大洗、茨城東、玉造工、波崎柳川、石岡商、竜ヶ崎南、筑波、真壁、明野(2)、結城一、三和

(3) 県立高等学校改革プラン(起業家精神の育成)の進捗

<p>実施プランⅠ期 (R2~R5)</p>	<p>第1部 (R2~R4) : 中高一貫教育校10校の設置 第2部 (R4~R5) : 社会の変化や地域のニーズへの対応 ◆外国人生徒への支援(石下紫峰、結城第一) ◆つくばサイエンス・IT未来の設置</p>
<p>実施プランⅡ期 (R6~R8)</p>	<p>大きな生徒減少期⇒県立高等学校の小規模化への対応</p>

○ 実施プランⅡ期 (R6~R8) の考え方 ※基本プランより

原則、募集学級数の調整で対応

[高校同士での共同の学びを推進]

- ・さらなる中卒者数の減少による学校の小規模化 → 「**共同の学び**」による教育内容の維持・充実
 - ・**遠隔授業の推進**(自校にない科目の学習、習熟度別授業の実施 等)
 - ↳ GIGAスクール構想により各学校のICT環境の整備が完了
 - ・**学校行事の合同実施**(探究活動や部活動、文化祭、体育祭 等)
- ・募集学級数の調整が困難な場合 →
 - ・統合や分校化などの検討
 - ・地域の意見に十分配慮

○ 生徒の進学と通学

- ・交通網の変化や生徒の志願状況・通学実態を考慮し、**県内12エリアを基本に学校・学科を配置**
全県1学区のため、中学生とその保護者は**進学したい県立高校を自由に選択**
- ・生徒は、自転車・公共交通機関・家族送迎などで通学し、その費用は保護者が負担(自己負担)
- ・一部の県立高校では、通学の利便性を考慮し、保護者会が独自にスクールバスを運行
 ⇒他の交通手段で通学する生徒と同様、その費用は保護者が負担(自己負担)

(4) 高校教育課の主要事業

○ 探究を軸とした学びのスタイル改革

○ 起業家精神の育成 + シティズンシップ教育



次世代を担う「人財」の育成

プログラミング・学力向上

プログラミング・エキスパート育成事業

- プログラミングの「トップ層」育成
 - ・プログラマーによる個別指導
- 中高生の興味関心の向上
- 「情報I」のサポート
- 情報活用能力育成コンソーシアムの構築

大学進学率アッププロジェクト事業

- 大学教授・予備校講師等による講演
- 学力データ分析
- AIドリルを活用した学びの個別最適化

科学教育・医師の養成

未来の科学者育成プロジェクト事業

- 高校生科学体験教室
 - ・大学の研究室で3日間の実習
- 高校生科学研究発表会
 - ・授業・部活での研究成果発表
- 科学系コンテスト参加者トレーニング
 - ・大学教授による実験等の講座
- 科学の甲子園茨城県大会
- スーパーサイエンスハイスクール（SSH）

未来の医師育成事業

- 県立高校等に医学コースを編成
 - ・病院・大学との連携による体験実習や講演会
 - ・予備校等と連携した進学指導

グローバル人材の育成

外国語指導助手招致事業

- ALTを中高一貫教育校等に重点配置⇒新たな活用法
 - ・専門性を持つALTが英語で他教科の授業
 - ・スピーチ/ディスカッション/ディベートの指導・評価

国際社会で活躍できる人材育成事業

- 国連グローバルセミナー
 - ・国連大学の研究者に向けて高校生がSDGsや国際問題について英語でプレゼンテーション
- 英語ディベートの推進
 - ・大会の企画運営・審査員研修

いばらき海外留学支援事業

- 留学希望生徒へ経済支援

社会的・職業的自立

キャリア教育の充実

- インターンシップの推進
 - ・勤労観・職業観の育成
- デュアルシステムの推進
 - ・企業実習と学校教育を組み合わせた教育システムの推進
- 産業教育生徒交流会
 - ・「県の新たな産業を創造し未来へつなぐ社会」をテーマに学校間で協働し課題解決

シティズンシップ教育の充実

- 主権者教育の充実
 - ・模擬選挙の実施等 実践的活動
- 生徒会情報交換会・リーダー研修会
 - ・学校・地域の課題を解決
- 道徳教育の充実・ボランティア活動の推進

- 1人1台端末の活用
- 生徒による授業評価を活用した授業改善
- 企業・大学等との連携
地域・学校間の連携

個別最適な学び

協働的な学び

開かれた学校づくりの推進

- 生徒同士、多様な他者と協働
- 探究的な学習や体験活動
- 学校運営協議会制度
(コミュニティ・スクール)

(5) 県立高校を支える生徒支援体制

■ スクールカウンセラー配置事業

- 心理に関する専門的な知識、技能を有する**スクールカウンセラー**を95校の県立高等学校等に配置
- 生徒へのカウンセリングを通して、心の問題を解決
相談人数：8,118人、相談件数：8,519件
(R5.2.27現在)
- 保護者や教職員に対して助言や援助
- 教職員や生徒向けの研修を実施
研修会実施校：88校 (R5.2.27現在)

■ スクールソーシャルワーカー派遣事業

- 社会福祉に関する専門的な知識、技能を有する**スクールソーシャルワーカー**を学校の要望に応じて派遣
派遣校数：78校、派遣回数：416回
(R5.2.27現在)
- 生徒の取り巻く環境への働きかけや、関係機関等との連携・調整を行い問題の解決を図る
- ヤングケアラーに関する教職員向けの研修会を実施
研修会実施校：61校 (R5.2.27現在)

心理面を支援



貧困
いじめ
SNS
家庭環境
不登校
自殺企図
自殺
少年非行
児童虐待
行方不明
希死念慮
暴力行為
ヤングケアラー
発達の課題
中途退学
性の問題



環境面を支援



体制面をサポート

■ 生徒指導実践サポート事業

- 生徒指導教員の加配25校・高等学校等生徒指導相談員の配置10校
- いじめ未然防止教員研修45名参加 ○学校からの要請に応じて**スクールカウンセラー**・**スクールロイヤー**等を派遣
- スクールロイヤー**による生徒へのいじめの予防講演会や、教職員向けのいじめに関する研修会の実施10校

6 県立特別支援学校の教室不足への対応について

特別支援教育課

1 現状及び今後の対応

- 令和2年2月に策定した「県立特別支援学校教育環境整備計画～いばとくプラン～」に基づき、教室不足が著しい学校を対象に校舎増築や通学区域の変更などを実施。その結果、対象校の教室不足は解消。（水戸飯富・鹿島・つくば）※ 内原に増築し、水戸飯富の通学区域の一部を編入
- 一方、その他の学校において、教室不足が課題となったため、新たに校舎の増築等の対応を行うもの。

2 校舎増築案

対象校	増築校舎 供用開始 (予定)	不足教室数		
		R6 対応前	R7	R8 対応後
協和特別支援学校	R7	17	0	0
結城特別支援学校	R7	13	0	0
土浦特別支援学校 (石岡特別支援学校※)	R7	8	0	0
境特別支援学校	R8	14	15	0
伊奈特別支援学校	R8	12	12	0
美浦特別支援学校	R8	5	7	0
計 (6校)		69	34	0

3 スケジュール (予定)

協和特別支援学校、結城特別支援学校、石岡特別支援学校	
令和5年3月 (第1回定例会)	増築経費の議案提出
令和5年4月～令和6年1月	仕様作成及び入札手続き
令和6年2月	リース契約締結
令和6年3月～令和7年2月	設計・工事
令和7年4月	共用開始

※ 石岡特：土浦特の敷地狭隘のため、通学区域の一部を石岡特に変更の上、石岡特に増築。

【参考】児童生徒数の将来推計

R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	⋮	R12	R17	R22	R22-R7
4,209	4,268	4,359	4,368	4,366	4,334	4,301	⋮	4,229	4,040	3,784	△584

7 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

学校教育部保健体育課

1 調査対象

小学校第5学年、中学校第2学年の全児童生徒

2 結果概要

- 小学校第5学年男子の体力合計点が全国8位（R3全国6位）、女子が5位（同4位）、中学校第2学年男子が6位（同6位）、女子が3位（同3位）でありました。
- 小学校第5学年、中学校第2学年の男女とも体力合計点が全国平均を上回り、8測定種目のうち、全32種目*中30種目で全国平均値を上回りました。
※ 8測定種目×2校種（小・中学校）×男女＝全32種目
- 小学校第5学年女子の「長座体前屈」は、1位となりました。

3 全国平均値との比較

【各測定種目ごとの全国平均値との比較】

小学校第5学年	単位	男子				女子			
		茨城県	順位	全国	比較	茨城県	順位	全国	比較
握力	kg	16.50	13	16.21	0.29	16.52	8	16.10	0.42
上体起こし	回	19.88	3	18.88	1.02	19.46	2	17.97	1.49
長座体前屈	cm	35.74	4	33.80	1.94	40.63	1	38.20	2.43
反復横跳び	点	40.89	20	40.37	0.52	39.93	16	38.67	1.28
20mシャトルラン	回	47.15	18	45.83	1.22	40.97	12	36.88	3.99
50m走	秒	9.56	27	9.53	-0.03	9.60	6	9.70	0.10
立ち幅跳び	cm	151.65	13	150.88	0.79	147.06	9	144.58	2.47
ソフトボール投げ	m	19.52	42	20.31	-0.79	13.77	16	13.16	0.61
体力合計点	点	53.41	8	52.29	1.12	56.81	5	54.32	2.49

中学校第2学年	単位	男子				女子			
		茨城県	順位	全国	比較	茨城県	順位	全国	比較
握力	kg	29.74	9	28.95	0.79	23.65	11	23.17	0.48
上体起こし	回	26.60	7	25.84	0.96	22.84	3	21.58	1.28
長座体前屈	cm	46.02	4	43.78	2.26	48.92	2	46.05	2.87
反復横跳び	点	51.06	29	51.02	0.04	45.98	27	45.81	0.17
20mシャトルラン	回	79.83	18	77.89	2.14	54.64	9	51.34	3.30
50m走	秒	7.96	6	8.06	0.10	8.78	2	8.87	0.19
立ち幅跳び	cm	198.66	19	196.82	1.84	168.83	16	168.89	1.94
ハンドボール投げ	m	20.50	25	20.20	0.30	12.90	14	12.38	0.52
体力合計点	点	43.29	6	40.90	2.39	50.27	3	47.28	2.99

*体力合計点は、種目別得点表に基づいて記録を採点し直し、各測定種目の得点を合計したものです。（80点満点）

*全国の平均値については、公立、国立、私立学校を合わせたものです。

○ 昨年度との比較

【各測定種目ごとの令和3年度との比較】

小学校第5学年	単位	男子				女子			
		R4	順位	R3	順位	R4	順位	R3	順位
握力	kg	16.50	13	16.51	13	16.52	8	16.52	7
上体起こし	回	19.88	3	20.17	3	19.46	2	19.57	3
長座体前屈	cm	35.74	4	35.61	3	40.63	1	39.81	4
反復横跳び	点	40.89	20	41.64	10	39.93	16	40.43	11
20mシャトルラン	回	47.15	18	50.43	12	40.97	12	43.71	5
50m走	秒	9.56	27	9.41	14	9.60	6	9.52	3
立ち幅跳び	cm	151.65	13	152.35	13	147.06	9	147.38	10
ソフトボール投げ	m	19.52	42	20.01	40	13.77	16	14.08	12
体力合計点	点	53.41	8	54.27	6	56.81	5	57.35	4

中学校第2学年	単位	男子				女子			
		R4	順位	R3	順位	R4	順位	R3	順位
握力	kg	29.74	9	29.62	10	23.65	11	24.05	10
上体起こし	回	26.60	7	26.80	8	22.84	3	23.46	4
長座体前屈	cm	46.02	4	46.21	4	48.92	2	49.14	3
反復横跳び	点	51.06	29	51.36	34	45.98	27	46.73	24
20mシャトルラン	回	79.83	18	81.74	21	54.64	9	57.84	8
50m走	秒	7.96	6	7.88	3	8.78	2	8.65	1
立ち幅跳び	cm	198.66	19	198.38	20	168.83	16	170.59	17
ハンドボール投げ	m	20.50	25	20.57	20	12.90	14	13.28	12
体力合計点	点	43.29	6	43.58	6	50.27	3	51.85	3

*体力合計点、種目別得点表に基づいて記録を採点し直し、各測定種目の得点を合計したものです。（80点満点）

* は令和3年度を上回った数値を示す。

8 部活動改革について

学校教育部保健体育課

1 地域移行について

(1) ねらい等

- ア 生徒の多様なニーズに対応した活動環境の整備と教員が本務に専念できる環境の整備。
- イ まずは、休日の部活動について、令和5年度以降、地域のクラブ活動へ移行。

【国の方針（スポーツ庁への提言から）】

- 休日の運動部活動を段階的に地域移行
- 令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」とし、可能な限り早期の実現を目指す。

【県の方針】

- 国の方針を踏まえ、休日の部活動の地域移行の早期完了を目指す。
- 部活動数の精選（削減）、複数顧問制の徹底、部活指導員の活用、大会数の精選（削減）に取組み、教職員の休日の時間外勤務0並びに地域移行後の円滑な活動及び運営を目指す。

(2) 課題への対応

- ア 地域移行後も、指導を希望する教員が、指導に関われるよう兼職兼業制度を整備する。
- イ 学校施設等を活用し、移行後も低廉な費用維持を図る。
- ウ 各団体が保有する指導者名簿を取りまとめ、広域で活用できる人材バンクを構築する。

2 県部活動運営方針の改訂（R4. 12）

(1) 概要

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもので、運営方針遵守の徹底により活動過多を抑止し、生徒や教員の心身の健康を維持する。

	活動時間		休養日	
	平日	休日	平日	休日
国ガイドライン (H30～、R4改訂)	2時間程度	3時間程度	1日	1日以上
現行の県運営方針 (H30～R4)	2時間程度	中：3時間程度 高：4時間程度	中：平日1日、休日1日以上 高：週1日	
県改訂版 (R5～)	中	2時間上限※1	1日	1日以上
	高			原則1日以上※2
	特	1.5時間上限※1		原則実施しない

※1：改訂版では、活動時間に限定（移動、準備、片付け等を除く）

※2：高校は、大会前、大会期間中は連続して活動可

※3：特別支援学校は、大会前の週の休日1日において、3時間を上限として活動可

(2) 周知の経緯

- 茨城県「部活動の運営方針」（改訂版）への理解を得るため、オンデマンド形式による説明動画配信を実施。また、学校関係者からの質問も受け、QA形式にまとめ発出した。
 - ア 学校関係者へのweb動画配信による説明会（R5. 1）
対象者：教職員、部活動指導員、外部指導者
 - イ 児童生徒及び保護者への説明動画配信（R5. 2）
対象者：県内全ての公立学校に通う児童生徒及び保護者

(3) 運用の猶予について

改訂版の運用開始を、高等学校、中等教育学校後期課程において、令和5年度の新3年生の最後の大会まで猶予する（生徒が希望し、校長が安全と判断できた場合に認めるものとする）。

【猶予する内容】

- ア 高等学校における休養日の設定を「原則、平日・休日1日以上」としたが、猶予期間は、週1日を認める。
- イ 活動時間について「上限」としたが、猶予期間は、これまでの活動時間での対応を認める。

9 犯罪被害者等支援関連事業について

教育庁学校教育部保健体育課
義務教育課
高校教育課
特別支援教育課

事業名又は議案の名称	犯罪被害者等支援関連事業 (茨城県犯罪被害者等支援計画策定を含む)																																										
1 予算額	直接的に被害者支援を目的とするもの 間接的に被害者等支援につながる関連施策を含む総額		19 百万円 1,252 百万円																																								
2 現況・課題	<p>○ 令和4年3月に施行された「茨城県犯罪被害者等支援条例」第8条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定することとされている。</p> <p>○ 同計画では、令和4年11月に施行された「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」第6条の規定に基づき、性暴力による被害の特性に応じた具体的施策についても示すこととされている。</p>																																										
3 必要性・ねらい	<p>○ 犯罪被害者に対する支援体制を充実するとともに、支援への理解促進や被害の未然防止に資する広報・教育を強化するなど、各種犯罪被害者支援施策を推進する。</p> <p>○ また、性犯罪加害者への社会復帰支援を行い、再犯防止を図る。</p>																																										
4 事業の内容 (事業フロー、年次別・全体計画等)	<p>【対応状況】</p> <p>○ 学識経験者、医師、弁護士等の有識者を構成員とした「茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会」を令和4年7月に設置し、「茨城県犯罪被害者等支援計画」の策定に向け、専門的な見地から審議を行っている。</p> <p>○ 令和4年11月から12月にかけて支援計画案のパブリックコメントを実施し、その結果や検討委員会での審議状況等を踏まえ、令和5年3月までに支援計画を策定する予定。</p> <p>【実施事業の内容】</p> <p>○ 令和5年度予算における犯罪被害者等支援関連事業に係る予算総額 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="459 1361 1437 1877"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">施策区分</th> <th rowspan="2">施策の内容（主なもの）</th> <th colspan="2">予算額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>直接的支援施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">被害者支援</td> <td>重点テーマ① 体制整備</td> <td>・いばらき被害者支援センター ・学校における各種相談</td> <td>582</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>重点テーマ② 回復・防止</td> <td>・医療費等の公費負担 ・被害者の一時避難・一時保護</td> <td>232</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>重点テーマ③ 経済的支援</td> <td>・国の犯罪被害給付金制度運用 ・雇用・住居の安定</td> <td>337</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重点テーマ④ 地域社会の形成</td> <td>・支援窓口や二次的被害の防止の広報啓発</td> <td>90</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="3">小 計</td> <td>1,241</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td colspan="3">性犯罪の再犯防止（加害者関係）</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>1,252</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>				施策区分		施策の内容（主なもの）	予算額			直接的支援施策	被害者支援	重点テーマ① 体制整備	・いばらき被害者支援センター ・学校における各種相談	582	10	重点テーマ② 回復・防止	・医療費等の公費負担 ・被害者の一時避難・一時保護	232	6	重点テーマ③ 経済的支援	・国の犯罪被害給付金制度運用 ・雇用・住居の安定	337	-	重点テーマ④ 地域社会の形成	・支援窓口や二次的被害の防止の広報啓発	90	3	小 計			1,241	19	性犯罪の再犯防止（加害者関係）			11		合 計			1,252	19
施策区分		施策の内容（主なもの）	予算額																																								
				直接的支援施策																																							
被害者支援	重点テーマ① 体制整備	・いばらき被害者支援センター ・学校における各種相談	582	10																																							
	重点テーマ② 回復・防止	・医療費等の公費負担 ・被害者の一時避難・一時保護	232	6																																							
	重点テーマ③ 経済的支援	・国の犯罪被害給付金制度運用 ・雇用・住居の安定	337	-																																							
	重点テーマ④ 地域社会の形成	・支援窓口や二次的被害の防止の広報啓発	90	3																																							
小 計			1,241	19																																							
性犯罪の再犯防止（加害者関係）			11																																								
合 計			1,252	19																																							
5 参考事項 (過去の実績、他県の状況、関連データ等)	<p><令和5年度における主な取組強化>※教育庁関係 学校における被害の未然防止の取組と支援体制の充実〔教育庁〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生命(いのち)の安全教育」について、令和5年度から全校実施するとともに、指導の好事例を各学校に周知 																																										

犯罪被害者に対する支援体制を充実するとともに、支援への理解促進や被害の未然防止に資する広報・教育を強化するなど、各種の犯罪被害者支援施策を推進します。
また、性犯罪加害者への社会復帰支援を行い、再犯防止を図ります。

条例	犯罪被害者支援関係事業	※「茨城県犯罪被害者等支援計画」(計画期間:R5~R9)を策定、PDCAにより進行管理
○茨城県犯罪被害者等支援条例 (令和4年茨城県条例第20号)	＜施策区分＞	＜主な施策の内容＞
第8条 計画策定	重点テーマ① 支援等のための体制整備 (582)	注:[教]は教育関係施策を表す ◇いばらき被害者支援センター運営費(10)・電話、メールによる相談受付・24時間365日対応の性暴力被害者支援窓口 ◇「いばらき虐待ホットライン」による児童虐待に係る相談対応・通告受理(29) ◇女性相談センターにおけるDV被害に係る相談対応(12) ◇[教]「子どもホットライン」、「いばらき子どもSNS相談」等による児童生徒の悩み等に関する相談対応(85) ◇[教]スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談対応・支援(384)
第9条 相談、情報提供等 第16条 人材の育成 第17条 民間支援団体に対する支援	重点テーマ② 精神的・身体的被害の回復・防止 (232)	◇医療費等の公費負担(6)・身体被害に係る初診料、診断書料・緊急避妊処置費用、性感染症検査料、妊娠中絶費用 ・DV・ストーカー被害者の安全確保のための民間宿泊施設への一時避難経費 ◇虐待被害にあった児童やDV被害者に係る児童相談所、女性相談センターによる一時保護(160)
第10条 心身に受け影響からの回復 第11条 安全の確保	重点テーマ③ 損害回復・経済的支援 (337)	◇国の犯罪被害給付金制度、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の迅速支給(-) ◇自宅が犯行現場となった住宅の清掃経費、宿泊費の公費負担(6:再計) ◇いばらき労働相談センター、いばらき就職支援センターにおける労働条件や就職に関する相談(247) ◇犯罪被害者、DV被害者などの世帯が応募した場合の県営住宅入居当選率の優遇措置(-)
第12条 居住の安定等 第13条 雇用の安定等 第14条 経済的負担の軽減	重点テーマ④ 犯罪被害者等を支える地域社会の形成 (90)	◇SNSや広報紙など各種媒体を通じた犯罪被害者支援窓口や二次的被害の防止などに関する広報啓発(3) ◇[教]学校における犯罪被害者等支援に関する教育の推進(21)
第15条 県民の理解の増進	(上記①~④からの再計) 性暴力被害の特性に応じた支援 (689)	◇「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」(#8891)、県警「勇気の電話」(#8103)における相談対応・支援の充実(7) ◇医師会・産婦人科医会との連携による協力病院の確保、医療費等の公費負担(1) ◇[教]「生命(いのち)の安全教育」、「性に関する講演会」の推進(-) ◇[教]スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談対応・支援(384)
○茨城県性暴力の根絶を目指す条例 (令和4年茨城県条例第43号)	性犯罪の再犯防止	◇精神保健福祉センターにおける性依存症に係る相談対応、専門的治療の紹介(4) ◇人権啓発推進センターにおける「子どもに対する性犯罪者の住居等届出」の受理、相談対応、治療支援等(7) ※「茨城県再犯防止推進計画」を改定
第6条 性暴力被害の特性に応じた支援施策の計画への記載	性犯罪の再犯防止	
第7条 性犯罪者に対する相談対応・支援 第8条 子どもへの性犯罪者の住居等届出	性犯罪の再犯防止	

令和5年度における各種の取組強化（主なもの）

<p>新規</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 県弁護士会との連携による被害者支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年11月に県警、県弁護士会により協定を締結。令和5年度から運用開始。 ・ 重大事件の発生時に、弁護士が、被害者家族へのマスコミ取材対応の代理・刑事裁判における被害者参加制度の教示などについて、被害直後から支援。 ◆ 再犯防止・社会復帰のための支援（性犯罪加害者関係） <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉センターにおいて、アルコール、薬物等の依存症相談事業に性依存症を加え、一元的に対応。 ・ 人権啓発推進センターにおいて、「子どもに対する性犯罪者の住居等届出」を受理、相談対応、治療支援等。
<p>拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 被害者支援に関する広報啓発の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体や学校を通じて事業者や中高生に向けた支援窓口の認知度を調査、Twitterの活用などにより周囲が被害者に配慮し二次的被害を生まないことの必要性を呼びかけるなど、条例や支援計画の趣旨を普及するための広報啓発を実施。 ◇ 学校における被害の未然防止の取組と支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「生命(いのち)の安全教育」について、令和5年度から全校実施するとともに、指導の好事例を各学校に周知。 ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象とした犯罪被害者支援に関する研修会を実施。 ◇ 支援体制に係る研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村担当職員向け研修会を拡充し、不用意な言動による二次的被害を生まない対応や、被害者の支援ニーズを的確に把握するための聞き取り技術に関する講座を実施。 ◇ 住居支援の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者の民間宿泊施設などへの宿泊期間の延長期限を撤廃。 ・ 犯行現場となった住宅の清掃などハウスクリーニングに係る助成額の上限を撤廃。

10 令和5年度主要施策の概要について

1 次世代を担う「人財」

(1) いばらき版高等学校「道徳」教育推進事業（高校教育課） 【予算額：897千円】

各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、学校の指導体制と教員研修を充実させ、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の円滑な実施を図る。

- ① 道徳教育全体計画の作成及び豊かな心育成コーディネーターの選任
 - ・ 校長の方針の下に、各学校において道徳教育全体計画を作成
 - ・ 道徳教育推進教師として「豊かな心育成コーディネーター」を選任
- ② 道徳教育推進委員会の開催
 - ・ 学識経験者、PTA連合会員等を委員とし、高等学校における道徳教育の在り方を検討
- ③ 豊かな心育成コーディネーター研修の開催
 - ・ 全校の豊かな心育成コーディネーターを対象に、校内における道徳教育の中心的存在とという役割を理解し、校内での協力体制の充実に資するよう研修を実施
- ④ 道徳教育を取り入れた授業の公開
 - ・ 公開授業を開催し、地域との連携を促進
- ⑤ 道徳教育におけるゲストティーチャーの活用
 - ・ 企業や地域社会で活躍している人物等をゲストティーチャーとして招き、授業等で活用することで、生徒の実態を踏まえた道徳教育を推進

(2) 県立学校給食実施事業（保健体育課） 【予算額：134,406千円】

調理場を有しない県立学校について、市町村や給食事業者へ給食調理及び配送等の業務を委託することにより、市町村等の調理場から給食を提供し、児童生徒の健康の保持増進と食育の推進を図る。

- ・ 対象校 既存校 並木中等教育学校 他11校

(3) 小学校口腔衛生推進事業（保健体育課） 【予算額：2,581千円】

学齢期からの口腔の健康を維持することを目的に、小学校においてむし歯予防に効果があるフッ化物洗口に取り組む。

- ・ 対象 市町村立小学校児童
- ・ 事業内容 実施に係る費用を補助

(4) 次世代グローバルリーダー育成事業（義務教育課） 【予算額：56,712千円】

グローバル社会で活躍できる「人財」を育成するため、英語の学習意欲が高い中高生を対象に、インターネットを活用したトップレベルの英語講座、集合研修会、海外大学留学生との交流プログラム等を提供する。（2年間受講するプログラム）

- ① 高い英語力の育成
 - ・ オンライン英語講座（グループ）
 - ・ プレゼン構想力トレーニング

- ② 価値の創出（集合研修会）
 - ・ 世界の第一線で活躍する人材との交流
 - ・ イングリッシュキャンプ等の実施
 - ・ ワールド・スカラズ・カップ等への参加
 - ・ 課題解決のための探究活動
- ③ 異文化交流
 - ・ 海外大学留学生との交流
 - ・ 大学等の専門家による研修

（5）中学生の英語発信力向上事業（義務教育課） **【予算額：40,419千円】**

中学校等の授業を改善し、生徒の英語4技能を総合的に育成することで、英語で発信する力を強化し、グローバル人材の育成を図る。

- ① 英語アセスメントテスト
 - ・ 対象：全公立中学校2年生
 - ・ 内容：アセスメントテストを活用して、生徒の学びを可視化し、自己調整学習への活用と授業の改善を図る。
- ② 授業力アップサポート訪問指導
 - ・ 対象：英語教育実施状況調査等の結果に基づき、授業改善に重点的に取り組む中学校
 - ・ 内容：県指導主事等による、授業改善のための訪問指導を実施（年3回）

（6）外国語指導助手招致事業（高校教育課） **【予算額：295,909千円】**

A L Tとの実践的なコミュニケーションにより、英語で思考・議論できる「グローバル人材」を育成するため、県立高校等のA L Tを中高一貫教育校等に重点的に配置し、新たな活用方法を取り入れる。

- ・ ディベートを活用した授業
- ・ マンツーマン、少人数での英会話レッスン
- ・ 専門性をもつA L Tによる英語以外の教科・課題研究の授業
- ・ クラスの副担任として学校行事等での交流

（7）国際社会で活躍できる人材育成事業（高校教育課） **【予算額：10,102千円】**

生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成するため、留学の促進や国際教育の充実を図ることにより、加速するグローバル化に適応し、国際舞台で活躍できる有為な人材の育成を図る。

- ① ディベート・チャレンジ
 - ・ ディベート県大会の開催、審査員養成研修
- ② 留学・国際交流促進事業
 - ・ 海外留学経費の支援（6.0万円／人）
- ③ 茨城県高校生国連グローバルセミナー
 - ・ 事前・事後研修会
 - ・ 国連大学におけるセミナー（講義・国連職員や留学生との交流）

（8）プログラミング・エキスパート育成事業（高校教育課） **【予算額：46,844千円】**

インターネットを活用して、全国トップレベルのプログラミング能力をもつ中高生を育成するとともに、多くの生徒がプログラミングに興味を持つような学習サービスを提供する。

- ① プログラミングに高い意欲・能力を有する中高生を支援
 - ・ プログラミングで未来を創造する人材（エキスパート）を育成
 - ア オンライン学習（現役プログラマー等による個別指導）
 - イ 優秀なクリエイターとの交流等
- ② プログラミングに興味がある中高生を支援
 - ・ プログラミングのすそ野を拡大

③ 「情報Ⅰ」のプログラミングサポート

県立高校等で令和4年度から開講する「情報Ⅰ」の履修者に、授業で学習するプログラミングの理解促進、自学での学習支援ができる補助教材の提供

④ 情報活用能力育成コンソーシアム

「情報Ⅰ」を開講する県立高校等に、プログラミング等を指導する外部人材を講師として派遣。ティームティーチングで授業を行う。

(9) いばらきサイエンスキッズ育成事業（義務教育課） **【予算額：1,763千円】**

将来の科学技術を担う「人財」を育成するため、教員の指導力を高め、理科授業の質を向上させるとともに、探究的な活動を充実させることにより、児童生徒の科学への興味・関心を高め、理科の学力向上を図る。

① 理科授業の質の向上

- ・ 小学校における理科専科教員等による授業公開
- ・ 効果的な指導法プレゼンテーション大会の開催

② 探究的な活動の充実

- ・ 外部の専門家等との連携による科学研究作品展の開催
- ・ 科学の甲子園ジュニア県大会の開催

(10) 未来の科学者育成プロジェクト事業（高校教育課） **【予算額：10,416千円】**

最先端科学技術の現場にふれさせる活動等を通して、科学に対する興味・関心を高め、未来の科学者を志向する人財の育成を図る。

① 高校生科学体験教室（対象：高校2年生）

- ・ 夏季休業中3日間（オンライン1日を含む）、理系大学の研究室で体験学習（インターンシップ）を実施

② 高校生科学研究発表会

- ・ スーパーサイエンスハイスクールや科学系部活動等で研究活動を実践している生徒によるポスター発表会の開催

③ 科学系コンテスト参加者強化トレーニング

- ・ 探究的な実験や発展的な内容の講義・実験技能のトレーニング

④ 科学の甲子園茨城県大会

- ・ 科学の甲子園全国大会に本県代表として参加する学校を決定

⑤ スーパーサイエンスハイスクール

- ・ 理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発
- ・ 大学や研究機関等との効果的な連携方策についての研究

(11) 「新たな体験活動」推進事業（生涯学習課） **【予算額：1,700千円】**

子どもたちが自ら課題を発見し、自ら解決に向けて行動する力やコミュニケーション能力の育成につながる課題解決型の「新たな体験活動」プログラムを推進する。

- ・ 県立青少年教育施設においてモデルプログラムを開発・実践

(12) IBARAKI ドリーム・パス事業（生涯学習課） **【予算額：17,766千円】**

高校生等を対象に、自分の夢実現や地域の課題解決に向けた企画立案・実践活動を通して、高い創造意欲を持ち、リスクに対しても積極的に挑戦できる力を育成する。

① 企画提案募集

- ・ 高校生等が夢の実現や地域課題の解決に向けた企画を提案

② スタートアップチャレンジ講座

- ・ 起業家等による講演会、企画提案書作成等の講座の開催

③ 課題の解決への挑戦

- ・ 審査会を実施し、戦略チーム（16チーム程度）を選考

- ・ チャレンジ（実践活動）
戦略チームに活動資金を提供し、企画提案をもとに実践活動
指導者（大学生等）を募集・育成し、高校生等の実践活動をサポート
- ・ 企画ブラッシュアッププログラム及び中間報告会の開催

④ プレゼンテーション大会の開催

- ・ 実践活動の成果についての発表
- ・ 企業や行政機関等とのマッチングの実施

⑤ ステップアップチャレンジ

- ・ 最先端の研究や技術に触れる機会を提供し、継続活動を推進

(13) 大学進学率アッププロジェクト事業（高校教育課）

【予算額：51,700千円】

産業構造の変化により、高等教育の必要性がこれまで以上に増すことが予想されるため、AIドリル等の活用により基礎学力を向上させるほか、進学講演会で進学の機運を醸成するなど、県全体の4年制大学進学率を向上させる取組を推進する。

① 大学進学講演会

- ・ 大学教授や予備校講師等による講演
- ・ 保護者、生徒を対象に年間3回実施

② 学力データ分析

- ・ 年間2回の基礎学力調査の実施
- ・ 専門業者による分析及び年間3回の教員研修会の実施

③ AIドリルの活用

- ・ 学びの個別最適化（苦手分野の克服、学習習慣の定着）
- ・ 到達目標と学習計画の設定
- ・ 1人1台端末の活用

(14) いばらきっ子郷土検定事業（生涯学習課）

【予算額：2,529千円】

中学2年生を対象に茨城県独自の郷土検定（「歴史」「文化・人物」「生活・自然」「商工業・観光物産」「農林・水産業」等の分野から出題）を行い、子どもたちが楽しみながら本県の伝統や文化等を学ぶことにより、子どもたちの郷土への愛着心や誇りに思う気持ちを育む。

① 市町村大会（各市町村・中学校で実施）

- ・ 時期：令和5年11月
- ・ 方法：中学校において「総合的な学習の時間」等を実施
- ・ 問題：市町村問題（市町村にちなんだ問題）・県問題（全県的な問題）
- ・ 認定 正答数に応じて1級～3級を認定

② 県大会（各市町村代表校等による対抗戦）

- ・ 時期：令和6年2月
- ・ 方法：市町村代表校44校及び国立・県立・私立の代表校1校の計45校による対抗戦により優勝校を決定
- ・ 問題：全県的な問題

③ 郷土検定ドリル

- ・ 自主的な郷土学習を支援するためドリル機能をウェブサイトに掲載
- ・ 取組状況が実績として残る積み重ね機能やランキング機能等により、学習状況を個人単位で管理

④ 郷土検定ウェブサイトの運営

- ・ 各市町村問題（25問）及び県問題（25問）の正答及び解説を掲載
自動採点機能及び認定証（1～3級）の授与機能

(15) 県立学校未来の医師育成事業（高校教育課） **【予算額：14,488千円】**

県立高校等に医学コースを編成し、将来の茨城の医療を担う医師の養成を図る。

- ① **医学コースを5校に編成**
2年生から医学部進学希望者が共に学ぶコースを編成
対象校 日立第一、水戸第一、土浦第一、並木中等、古河中等
- ② **医学に関する研究会の開催（高校1年の学年から）**
病院や大学等との連携による体験実習や講演会
- ③ **外部連携による充実したサポート**
予備校等と連携した面接・小論文指導等
- ④ **習熟度別指導等の実施**
- ⑤ **合同セミナーの実施**

2 魅力ある教育環境

(1) GIGA スクール運営支援センター事業（教育改革課） **【予算額：24,486千円】**

I C Tを活用した教育活動の本格導入に伴い、県立高等学校等の教職員に対する支援を実施することで、I C Tを活用した教育水準の引き上げを図る。

- ・ 対象：県立高等学校等（特別支援学校等を含む）の教職員
- ・ 手法：問い合わせフォーム・メール・Google Meet 等による遠隔対応（一部現地対応）
- ・ 内容：I C T教育機材の活用支援、Google サービスの活用支援、ネットワークアクセスメント、無線LAN、端末等不調時の一次対応など

(2) 教育情報ネットワーク事業（教育改革課） **【予算額：248,523千円】**

県立学校と学校以外の教育機関を結ぶネットワークを構築するとともに、公立学校教職員の情報共有基盤として茨城県教育情報ネットワークを運用し、クラウド型のプラットフォームにより教育活動を支援するための環境を提供する。

- ・ ポータルシステム（公文書・教材データベース等）を提供
- ・ グループウェア（メール、オンライン会議、授業支援ツール等）を提供
- ・ テレワークシステム、勤怠管理システム、決裁システムを提供
- ・ 県立学校の Web サイトスペースを提供

(3) 県立学校情報セキュリティ強化事業（教育改革課） **【予算額：90,576千円】**

教職員一人ひとりの情報セキュリティ意識を高揚させるとともに、生徒の個人情報等を安心・安全に扱うことができるI C T環境を構築することにより、教員の業務負担の軽減及び意識改革を図る。

- ・ 統合型校務支援システムの提供
- ・ 標的型不審メール攻撃対応訓練の実施
- ・ 情報セキュリティ担当者研修会の開催

(4) 県立学校先端技術活用教育推進事業（教育改革課） **【予算額：143,692千円】**

県立高等学校等において、生徒が1人1台の端末を活用できる環境を整備するとともに、教員のI C T活用指導力の向上及び指導体制の充実を図ることにより、個別最適化された学習や遠隔教育、クラウドサービス等の先端技術を活用した教育活動を推進する。

- ・ 県立中学校及び中等教育学校前期課程の端末等の整備
- ・ 無線アクセスポイント等の運用保守
- ・ 授業目的公衆送信補償金

(5) 特別支援学校教育情報化推進事業（教育改革課） **【予算額：4,829千円】**

県立特別支援学校のICT環境を整備し、児童生徒の障害の状態や特性等に応じた学びの困難さの改善や、新しい方法での学びの拡大を図る。

- ・ タブレット端末等リース

(6) 少人数教育充実プラン推進事業（義務教育課） **予算額：1,078,387千円**

児童生徒一人一人に基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けさせるとともに、自ら学ぶ意欲や態度を育成するため、少人数学級とティーム・ティーチングによる本県独自の少人数教育を小学校及び中学校で実施し、きめ細かな指導体制の充実に努める。

① **楽しく学ぶ学級づくり事業（対象：小学校）**

1～4年生：全学級35人以下学級（国基準）

5～6年生：35人超3学級以上の場合…1学級増設し担任教諭1名を配置

35人超1・2学級の場合…各学級に非常勤講師1名を配置

② **中学校生活充実支援事業（対象：中学校）**

35人超3学級以上の場合…1学級増設し担任教諭及び非常勤講師各1名を配置

35人超1・2学級の場合…各学級に非常勤講師1名を配置

(7) いばらき教員養成推進事業（高校教育課） **【予算額：2,701千円】**

優秀な教員志願者を確保するため、教員の魅力を伝えるとともに、講義やワークショップ等の研修を通して次代を担う教員を育てる環境をつくる。

① **いばらき輝く教師塾事業**

・ 対象：大学生・大学院生・講師

・ 教員志望の意欲を高めることと、教員として必要となる素養を高めることを目的に、実地研修やワークショップ等を実施する。

② **教職大学院との連携**

・ 教育研修センターの指導主事による、教職大学院の演習補助

・ 教職大学院生による教育研修センター講座への協力

・ 教職大学院での研究の成果を各種研修で伝達

(8) 県立高等学校改革プラン推進事業（財務課） **【予算額：362,732千円】**

県立高等学校改革プラン実施プランI期第2部に基づく、学科改編等に必要な施設設備を整備する。

- ・ 対象校：令和5年度改編・新校開校 つくばサイエンス、IT未来

(9) IT・サイエンス専科高校教育充実事業（高校教育課） **【予算額：21,493千円】**

令和5年度に開校するつくばサイエンス高校（つくば市）、IT未来高校（笠間市）において、民間企業の知見を生かした中高連携の取組を実施するとともに、外部専門家を活用した特色ある講座を実施し、それぞれの高校における教育内容等の充実に努める。

① **科学技術体験講座【つくばサイエンス】**

・ 地域の中学生等（希望者）を対象とした、高校の実習室（分析機器）を活用した科学技術体験講座の実施

② **科学技術協働研究（探究ワークショップ）【つくばサイエンス】**

・ R6以降の中高生を対象とした科学技術に関する探究ワークショップ実施に向けたプログラムの開発

③ **外部専門家の活用【つくばサイエンス、IT未来】**

・ 各領域・分野の外部専門家（大学教授、研究者、技術者等）を活用した本物を学ぶセミナーの実施

(10) 教員の働き方改革総合推進事業（教育改革課） 【予算額：1,695千円】

教職員の働き方改革をさらに推進し、より質の高い授業を実施できるような環境を整える。

- ① 働き方改革推進チームの設置
 - ・ 各教育事務所に働き方改革推進チームを設置し、施策の推進や進捗状況等を各市町村教育委員会と共有し、働き方改革を推進する。
- ② 研修会の開催
 - ・ 子供たちがより良い教育環境で学ぶことができるよう、教職員の意識改革や業務改善等を推進するための研修会を開催する。

(11) 運動部活動地域連携再構築事業（保健体育課） 【予算額：218,595千円】

茨城県「部活動の運営方針」（改訂版）を踏まえ、部活動指導員の活用、地域部活動の研究を行い、望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境整備と地域移行を含めた部活動改革の推進を図る。

- ① 中学校休日部活動の地域移行支援
 - ・ 公立中学校に地域クラブを設置した実証事業
- ② 県立学校地域クラブ活動モデル校の実践
 - ・ 県立学校の休日の部活動を地域クラブへ移行した実践研究
- ③ 中学校部活動指導員の配置
 - ・ 公立中学校に部活動指導員を配置
- ④ 県立学校部活動指導員の派遣
 - ・ 県立学校に部活動指導員を派遣

(12) 小中学校における遠隔教育実証研究事業（義務教育課） 【予算額：7,250千円】

高度な専門性や優れた指導力をもつ人材を活用した遠隔授業を実施することで、質の高い教育を実現し、児童生徒の学力の向上を図る。

- ① 英語スペシャリスト教員や優れた指導力をもつ教員による遠隔授業（エリア型）
 - ・ 1つの配信校からエリア内の複数の学校へ配信
 - ・ 中学校において、英語で実施
 - ・ 複数校への同時配信
- ② 高度な専門性をもつ人材による遠隔授業（ピンポイント型）
 - ・ 1つの施設から1つの学校へ配信
 - ・ プログラミングで実施
 - ・ 習熟度別の少人数指導を実施（中学校）

(13) 県立学校施設長寿命化推進事業（財務課） 【予算額：3,728,585千円】

県立学校の施設は、築年数が30年以上を経過する建物が多く、今後一斉に更新時期を迎えることから、計画的に改修を実施し、学校施設の長寿命化を図る。

- ・ 整備内容：工事（前年度設計） 下妻第一 外12校13棟
設計（次年度工事） 水戸商業 外12校14棟

(14) 特別支援学校スクールバス運行业務委託（特別支援教育課） 【予算額：2,039,581千円】

通学時における児童生徒の負担軽減を図るため、スクールバスを運行するとともに、介助員を乗車させ、乗降時や乗車中における子どもたちの安全確保に努める。

- ・ 運行学校数、運行コース数：19校、138コース
- ・ 介助員複数配置コース：56コース

(15) 特別支援学校整備事業（財務課） 【予算額：812,118千円】

県立特別支援学校の児童生徒の学習環境の向上及び安全確保を図るため、県立特別支援学校教育環境整備計画に基づく校舎整備や法定点検等に基づく改修等による施設設備や校地の整備を実施する。

- ① 施設整備事業
 - ・ 施設の維持補修等（盲学校 等）
 - ・ 学校施設の法定点検等に基づく改修等
- ② 校地等整備事業
 - ・ 防球ネット、駐車場等の整備（内原特別支援学校 等）

(16) いじめ問題対策推進事業（義務教育課） **【予算額：44,878千円】**

いじめ等を早期に発見し、市町村・学校及び専門家と連携して、いじめ等の早期対応について支援する。

- ① いじめ・体罰解消サポートセンターの運営
 - ・ 「いじめ解消サポート相談員」の配置（各教育事務所内）
 - ・ ホームページ上の「いじめなくそう！ネット目安箱」や電話等による相談、情報提供への対応
 - ・ 警察OB等いじめ解消サポーターの派遣による支援
- ② SNS活用相談の実施
 - ・ LINE等のSNSを使った相談窓口の整備
- ③ スクールロイヤーの活用
 - ・ 弁護士（スクールロイヤー）が、いじめ問題に係る法的助言やいじめ予防等のための教職員研修等を実施

(17) フリースクール連携推進事業（義務教育課） **【予算額：16,600千円】**

要件を満たすフリースクールに対し、人件費や活動費等の運営経費の一部を補助するとともに、フリースクールに通所する児童生徒のいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対して、授業料等の一部を補助する。

(18) スクールカウンセラー配置事業（義務教育課・高校教育課） **【予算額：295,546千円】**

臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小・中・高等学校等に配置・派遣し、児童生徒の問題行動等の未然防止と早期発見・早期対応を図る。

- ・ 配置計画：全公立小・中・高等学校等
- ・ 活動内容：児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言・指導

(19) スクールソーシャルワーカー派遣事業（高校教育課） **【予算額：4,160千円】**

学校からの要請に応じて、生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談体制の整備を図る。

- ・ 対象校：県立学校
- ・ 活動内容：児童生徒の状況の把握、学校内における支援体制の構築、保護者・教職員等からの相談対応等

(20) 生徒指導実践サポート事業（高校教育課） **【予算額：3,831千円】**

いじめ等の問題対応のために、外部専門家によるサポートチームを高等学校等に派遣して相談・支援にあたることで問題の早期解消を図る。

- ① 学校サポートチームの派遣
 - ・ 学校からの要請に応じて、いじめ等の解決のために必要な専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー）をチームとして原則4回（1回あたり2時間）派遣する。
- ② 専門家によるいじめ防止研修会等の開催（年10回）
 - ・ 高等学校等の教職員等を対象に、弁護士等の専門家による研修会等を開催し、いじめの未然防止を推進する。

(21) 「いばらき教育の日」推進事業（生涯学習課） **【予算額：1,000千円】**

「いばらき教育の日を定める条例」の趣旨を踏まえ、「いばらき教育の日・教育月間」における県民の主体的な取組を促進するため、市町村や学校、地域、企業、団体が連携し、全県的な啓発活動を展開する。

- ① 「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウムの開催
 - ・ 教育に関する基調講演会、パネルディスカッション等
- ② 「いばらき教育の日」推進協力事業所等登録制度
 - ・ 子どもたちの活動をサポートする企業や民間事業所等を登録し、職場見学や社会体験活動の受け入れ等を実施
- ③ 啓発活動
 - ・ 関係機関等に対し、教育に関する主体的な取組を働きかけ
 - ・ 取組内容についてホームページで周知

(22) 地域の教育支援体制等構築事業（生涯学習課） **【予算額：26,122千円】**

市町村が児童生徒を対象に実施する学習活動や体験活動を支援し、地域における教育への支援体制を構築する。

- ① 県推進委員会の設置及び研修会の実施
 - ・ 学識経験者等による推進委員会の設置（委員：10名）
 - ・ 市町村担当者・地域コーディネーター等対象の研修会の開催
- ① 地域における学習支援・体験活動
 - ・ 市町村が実施する平日放課後等の学習支援事業や土曜日等の学習活動・体験活動に対する補助

(23) 就学前教育・家庭教育推進事業（生涯学習課） **【予算額：1,372千円】**

就学前教育・家庭教育推進アクションプランに基づき、幼児教育と小学校教育の円滑な接続や子どもの育ちについての理解を図り、就学前教育及び家庭教育の一体的な推進に努める。

- ① 就学前教育・家庭教育推進動画作成
 - ・ 家庭や地域、社会全体で就学前教育・家庭教育について学ぶ機会の提供
- ② 幼児教育の推進体制構築に向けた人材育成
 - ・ 市町村幼児教育担当者及び保育者・小学校教員対象研修の実施
- ③ 市町村への個別支援
 - ・ 市町村幼児教育アドバイザーへの相談対応や協議会等への講師派遣

(24) 家庭の教育力向上プロジェクト事業（生涯学習課） **【予算額：1,407千円】**

保護者に子育てに関する情報を提供し、家庭教育の重要性を啓発するとともに、家庭教育を推進する人材を育成することにより、家庭の教育力の向上を図る。

- ① 「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報・啓発
 - ・ 家庭教育応援ナビへの条例バナーの掲載
- ② 家庭教育応援ナビによる学びの機会と情報の提供
 - ・ 子育てマンガ、子育てに役立つ動画、家庭教育支援資料、子育て相談Q&A、家庭教育コラム、ツイッターによる情報発信 等
- ③ 子どもの発達段階に応じた「家庭教育支援資料」の活用
 - ・ 保健センター等での健康診断や幼児教育施設、学校で開催する家庭教育学級等で活用
 - ・ 外国語版を外国籍の保護者が参加する家庭教育学級や入学説明会等で活用
- ④ 家庭教育を推進する人材の育成
 - ・ 家庭教育関係者対象研修の実施

(25) 地域で支える家庭の教育力向上事業（生涯学習課） **【予算額：14,981千円】**

子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援等、幅広い支援を行うことで家庭教育の支援体制を構築する。

- ① 就学前教育・家庭教育推進協議会の開催
 - ・ 就学前教育・家庭教育推進アクションプランの進行管理
 - ・ 就学前教育及び家庭教育の推進方策の検討
- ② 家庭教育を推進する人材の育成
 - ・ 市町村家庭教育担当者及び家庭教育関係者対象研修の実施
- ③ 家庭教育支援体制の構築
 - ・ 各市町村の子育て支援団体や子育てサークル等に対し家庭教育支援チーム（文部科学省）への登録を働きかけ
- ④ 訪問型家庭教育支援
 - ・ 地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援の活動等に対する補助
 - ・ 課題別（不登校等）専門家の市町村への派遣及び相談対応

(26) 医療的ケア支援事業（特別支援教育課） **【予算額：144,996千円】**

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康を維持し、安全・安心な学校生活を送ることができるようにするとともに、保護者の負担軽減を図る。

- ・ 肢体不自由特別支援学校に指導看護職員を配置：3校3人
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍校に看護職員を配置：12校46人
- ・ 教員及び看護職員を対象とした研修会の実施

(27) 特別支援教育充実事業（特別支援教育課） **【予算額：11,694千円】**

幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に大学教授等の専門家を派遣し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への指導や支援を充実するとともに、職務に応じた研修会の実施により特別支援教育に関する専門性向上を図る。

- ① 特別支援教育巡回相談
 - 幼児教育施設、小・中学校、高等学校等の要請に応じて、特別支援学校の特別支援教育巡回相談員を派遣する。
 - ・ 対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校等
 - ・ 内容：障害のある幼児児童生徒の指導方法や指導内容についての相談等
- ② 特別支援教育巡回相談員専門研修
 - 特別支援教育巡回相談における相談・援助に関する実践的な知識・技能を身に付け、特別支援教育巡回相談員としての専門性向上を図る。
 - ・ 対象：特別支援教育巡回相談員のうち、校長が推薦する者
 - ・ 内容：事例検討研修、各校における特別支援教育巡回相談の実地研修
- ③ 特別支援教育専門家派遣
 - 専門的な助言等が必要な事案について、専門家（大学教授、医師、理学療法士等）を派遣する。
 - ・ 対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等
 - ・ 内容：個別の教育支援計画及び個別の指導計画等の作成・評価、具体的な支援方法や学習上の配慮、ケース会議における指導・助言等
- ④ 特別支援教育管理職研修会
 - 対象：新任の幼児教育施設等の園長（希望者）、小・中学校、高等学校等の校長
 - 内容：授業参観、研究協議等
- ⑤ 特別支援教育指導者専門研修会
 - 対象：各市町村教育委員会指導主事等、各教育事務所指導主事等
 - 内容：専門家による講義、研究協議等

- ⑥ 高等学校等特別支援教育推進研修会
 - ・ 対象：高等学校・中等教育学校の特別支援教育コーディネーター、学年主任
 - ・ 内容：講義（ビデオ視聴及びレポート作成を含む）、研究協議等
- ⑦ 通級指導体制強化事業
 - 【「巡回型」通級指導実践研究】
 - ・ 内容：各教育事務所管内に設置する拠点校を中心にした「巡回型」通級指導
 - 【小・中・高等学校自立活動実践力向上セミナー】
 - ・ 対象：小・中学校、高等学校等の通級による指導の新任担当教員
 - ・ 内容：講義、演習等
- ⑧ 教育と福祉の連携推進事業
 - ・ 対象：県立特別支援学校教員
 - ・ 内容：福祉制度に関する校内研修等による教育と福祉の連携推進
- ⑨ 県立特別支援学校スクールカウンセラー・スクールロイヤーの派遣
 - ・ 対象：県立特別支援学校全校
 - ・ 内容：要請に応じたスクールカウンセラーやスクールロイヤーの派遣

(28) 特別支援学校就労支援充実事業（特別支援教育課） **【予算額：7,463千円】**

就労支援コーディネーターを配置し、特別支援学校と地域の経済団体や企業との連携による就労支援体制の充実を図るとともに、特別支援学校間の連携を強化し、障害のある生徒の特性や希望に応じた自立と社会参加を推進する。

- ・ 拠点校：県立特別支援学校3校

(29) 学校安全総合支援事業（保健体育課） **【予算額：3,123千円】**

学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、学校間の連携を促進する。

- ・ 県推進委員会の設置
- ・ モデル地域の設定（災害安全領域及び交通安全領域）
- ・ 地域をけん引する役割を担う拠点校の設定
- ・ 拠点校及び近隣校における組織的取組による安全管理及び安全教育の充実
- ・ モデル地域内の学校間連携体制の構築
- ・ 学校安全アドバイザーの派遣による学校安全推進体制に関する指導助言
- ・ モデル地域の取組の成果の普及

3 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

(1) 図書館魅力向上推進事業（生涯学習課） **【予算額：2,706千円】**

県民の学びや交流、様々な活動の拠点として、カフェを活用したイベントや親子向けの新たなサービスを実施するなど、県立図書館のさらなる魅力向上を図る。

(2) 美術館・博物館展示事業（文化課） **【予算額：265,858千円】**

美術館において国内外の優れた美術作品による展覧会、博物館において自然や歴史などに関するテーマを扱った企画展等を開催する。

- ・ 近代美術館：企画展「土とともに 美術にみる〈農〉の世界—ミレー、ゴッホ、浅井忠から現代のアーティストまで—」 外3件
- ・ 天心記念五浦美術館：企画展「間島秀徳展」 外6件
- ・ 陶芸美術館：企画展「皇室と近代の陶磁 三の丸尚蔵館名品展」 外3件
- ・ 歴史館：特別展「那珂湊反射炉 一鉄と近代を創る—」 外4件
- ・ ミュージアムパーク自然博物館：企画展「恐竜 VS 哺乳類展（仮称）」 外3件

(3) 文化財等整備費補助事業（文化課） **【予算額：53,922千円】**

県民共有の財産である文化財について、その修理等に多額の費用が生ずる場合、費用の一部を県が補助し文化財所有者の負担を軽減することで、文化財の適切な維持管理と活用の充実にを図る。

(4) 埋蔵文化財センター普及啓発事業（文化課） **【予算額：2,467千円】**

埋蔵文化財センターいせきびあ茨城において、出土遺物を活用した公開展示、体験学習等を実施し、埋蔵文化財の保護と普及啓発を図る。

- ・ 事業内容：文化財の保存・管理、出土品の展示・公開、体験活動、出前授業、広報資料作成等

(5) 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業（保健体育課） **【予算額：97,581千円】**

全国、世界で活躍するトップアスリートを輩出するため、県スポーツ協会及び競技団体等と連携し、ジュニアアスリートの発掘・育成を中心とした選手強化を行う。

① トップアスリートの育成

将来プロとして活躍できる可能性がある主な競技をモデルとし、トップアスリート育成システムの構築を図る。

② ジュニアアスリートの発掘・育成等

運動能力が優れた子どもを育成選手として発掘し、計画的な育成プログラムの実施により、ジュニア選手の育成を図る。

③ 指導者の確保・活用

国、大学、中体連、高体連等の機関と連携し、トップコーチの活用を図る。

(6) 県営体育施設設備整備事業（保健体育課） **【予算額：287,513千円】**

老朽化した県営体育施設について、計画的な改修等を行う。

- ・ 笠松運動公園：プール棟ブライン冷凍機更新工事

4 自分らしく輝ける社会

(1) グローバル・サポート事業（義務教育課） **【予算額：10,668千円】**

市町村や関係機関、外部専門機関との連携強化を図り、日本語初期指導と支援体制を充実することで、将来、経済的・社会的に自立し、本県と母国の架け橋となるグローバル人材の育成を図る。

① 日本語初期指導及びキャリア教育の充実

- ・ オンライン日本語初期支援（日本語指導教室非設置校在籍児童ステージ1レベル対象）
- ・ 包括支援コーディネーターの配置（保護者・学校等を対象）
- ・ 多言語オンライン進路ガイダンスの開催
- ・ 日本語指導担当者研修動画の配信

② 日本語サポーターによる日本語習熟度に応じたオンライン等を活用した日本語支援

- ・ 対象：日本語指導教室非設置中学校等に在籍する日本語指導を必要とする生徒
- ・ 内容：日本語サポーターによるオンラインでの日本語支援

③ 関係機関や外部専門機関との連携強化、地域の支援ネットワーク構築のための「帰国・外国人児童生徒連絡協議会」の開催

- ・ 対象：関係学校等管理職及び教員、市町村担当者、県及び市町村国際交流協会
- ・ 内容：大学教授による講義、行政説明、関係機関との協議

(2) 高等学校外国人生徒支援事業（高校教育課）

【予算額：27,182千円】

石下紫峰高校と結城第一高校において外国人生徒等への支援を充実し、日本語を母語としない生徒も個々の能力を発揮できる教育体制を構築することで、地域社会の担い手を育成する。

① 言語能力に応じた学習支援

- ・ 日本語能力に応じた習熟度別学習（国数英など）の実施
- ・ 英語が得意な生徒に対する発展的な学習の実施
- ・ 習熟度別学習を実施するための非常勤講師の配置
- ・ 大学等と連携した日本語アセスメントテスト（DLA）の実施、個別支援計画の作成、キャリア教育の充実

② 学校生活の支援体制の構築

- ・ 外国人生徒支援コーディネーターの配置
- ・ 関係機関等と連携して、母国語での通訳や翻訳、相談体制の構築、学校生活の支援に関する総合調整を実施

令和 4 年度県出資法人等経営評価結果報告

経営評価結果の概要	1
（公財）茨城県教育財団（総務課）	2
（公財）茨城県スポーツ協会（保健体育課）	3

茨城県教育庁

県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例（平成15年茨城県条例第3号）第8条第4項の規定により、令和4年度出資法人等経営評価について報告します。

令和5年2月28日

茨城県知事 大井川 和彦

○経営評価結果の概要

令和4年度の経営評価の結果は、次のとおりである。

評価区分	法人数 (構成比)	内 訳			
		一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人
概ね良好	24 (73%)	4	14	4	2
改善の余地あり	5 (15%)	0	2	2	1
改善措置が必要	3 (9%)	0	0	1	2
大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	1 (3%)	0	0	1	0
合 計	33	4	16	8	5

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
1	(公財)茨城県 教育財団	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>県派遣職員の削減は着実に進んでいるものの、依然として嘱託・臨時職員を除く常勤職員71人中43人が県派遣職員であることから、事業の執行状況を見据えながら、今後とも計画的な削減に取り組まれない。</p> <p>県から指定管理者として指定されている生涯学習関連施設については、令和3年度から1施設減の4施設となった。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、施設利用者は191,120人(前期差30,221人増)とやや回復傾向にある。引き続き事業の計画的・効率的な執行に取り組むとともに、生涯学習関連施設の指定管理者として、多様化する県民ニーズを的確に捉え、利便性やサービスの向上を図り、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、利用者数の増加に努められたい。</p> <p>(県所管課は、法人に対する県の人的関与について、法人が果たすべき役割や今後の目指すべき方向性を見据え、引き続き見直しを図られたい。)</p>	<p>県派遣職員の削減については、中長期的な業務量を精査し、経営の質に影響を及ぼさない人員配置ができるよう、プロパー職員の採用と一体的に進めていく。</p> <p>また、生涯学習関連施設については、新型コロナウイルス感染症対策のための環境整備を徹底するとともに、社会が抱える現代的課題に関心をもち主体的に活動しうる人材・団体等の育成について更なる充実を図るため、引き続き、事業の計画的・効率的な執行、施設の特徴などを生かした独自性のある事業の充実、広報活動の強化等により利便性・サービス向上を図り、利用者数の増加に努めるよう指導していく。</p>
		決算	前期正味 財産増減額	当期正味 財産増減額	正味財産 期末残高		
	<改善の余地あり>	資産	負債	正味財産			
	教育庁総務課	資産					
			10,000千円	10,000千円	100.0%		
			△29,771千円	14,176千円	390,485千円		
			566,499千円	176,014千円	390,485千円		

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
2	(公財)茨城県 スポーツ協会	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>令和3年度の指定管理施設（堀原、笠松運動公園）の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、堀原運動公園は107千人（前期差31千人増）、笠松運動公園は385千人（前期差149千人増）と、令和2年度に比べいづれも増加している。</p> <p>指定管理者として新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、県民のニーズを的確に捉え、施設の利用促進に努めるとともに、事業の効率的な執行や経費の削減に取り組み、本県のスポーツの振興やスポーツの環境整備を推進されたい。</p> <p>令和元年度の茨城国体や令和3年度の東京オリンピック・パラリンピックの開催により高まった県民のスポーツへの関心を維持し、引き続き、県及び関係機関等と連携を図り、世界・全国で活躍するトップアスリートの創出という目標を踏まえながら、更なる競技力向上に取り組まれたい。</p> <p>（ 県所管課は、法人に対する県の人的関与について、必要性を十分に精査し、計画的な見直しを図られたい。 ）</p>	<p>県民のニーズに忠じた事業運営により、堀原、笠松両運動公園の利用促進に努めるとともに、効率的な事業執行や経費削減に引き続き取り組み、本県のスポーツの振興やスポーツの環境整備が推進されるよう、法人を指導していく。</p> <p>令和2年度から開始した「世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業」において、国内外で活躍するトップアスリートを輩出するため、ジュニアアスリートの発掘・育成、指導者の確保、トップアスリート育成モデル（育成システムの構築）について、関係機関等と連携して、取り組むよう指導していく。</p> <p>法人に対する県の人的関与については、引き続き見直しを検討していく。</p>
			69,282千円	35,234千円	50.9%		
		決算	前期正味 財産増減額	当期正味 財産増減額	正味財産 期末残高		
			18,572千円	4,040千円	229,777千円		
	<概ね良好>	資産	資産	負債	正味財産		
保健体育課	318,418千円		88,641千円	229,777千円			